

2020年3月10日

安倍晋三内閣総理大臣 様

国民の人権を制限する「緊急事態宣言」を可能にする
新型インフルエンザ等対策特別措置法改正に反対します

全国生活と健康を守る会連合会
会長代行 吉田松雄
東京都新宿区新宿5-12-15
電話03-3354-7431

政府は10日の閣議で、さらなる新型コロナウイルスの感染拡大に備え「緊急事態宣言」を可能にする新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案を閣議決定し、13日には成立が確実な情勢とされています。

全国生活と健康を守る会連合会（全生連）は、コロナウイルス感染対策には十分な予算を付けてまん延を抑え、医療の充実や、この間取ってきた学校の休校要請などで仕事が減り収入が減った人への所得補償を求めます。しかし、緊急事態宣言を出すことを可能にする「特措法」改正には断固反対します。

反対する理由は、第1に、行動に制限を加えるなど国民の人権を制限すること。第2に緊急事態と宣言できる条件が「全国かつ急速なまん延で国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすなどと判断すればできる」とあいまいなこと。第3に、安倍首相・自民党がかねてから主張してきた「憲法改正に緊急事態条項を入れる」ことと軌を一にしており、憲法改悪の先取りだからです。

全生連は65年の歴史の中で、軍事費を削り社会保障・教育・暮らしに予算を回せと運動してきました。国民の声を無視し政府の言いなりにさせるこうした暴挙は断じて許せません。民主主義を守りコロナウイルス感染の事態を収束させるために奮闘する決意を込め、「特措法」改正に反対することを表明します。